

# 災害時における新たな市町村支援制度について

## 1. 目的

市町村では、近年の土木技術者の減少に伴い、災害発生時における技術支援の必要性が高まっています。また、令和元年東日本台風の災害対応において、県から被災1町に公共土木施設の災害に係る情報収集役として土木部の技術職員を派遣したことで、円滑な災害復旧に貢献できた経験を踏まえ、国の支援制度を補完する、新たな県の市町村支援体制を構築するものです。

## 2. 新たな3つの支援体制

### ①みやぎ災害復旧先遣隊

被災市町村からの要請の有無にかかわらず、いわゆるプッシュ型で、発災直後に土木部技術職員を被災市町村に派遣し、被災市町村における公共土木施設被害に係る情報や土砂災害の情報等の収集、国及び県機関との調整等の支援を行います。

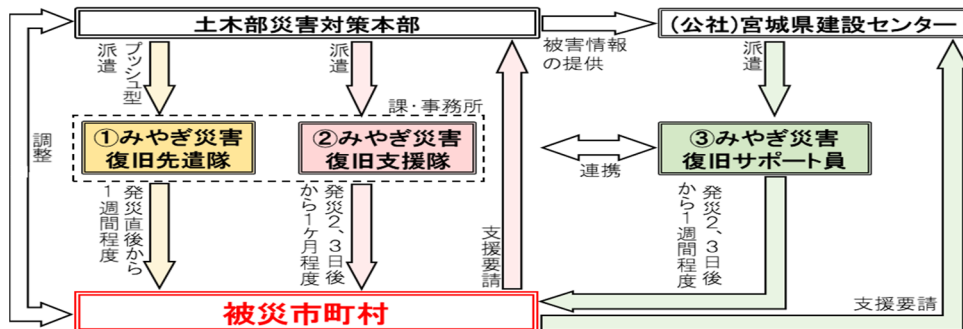
### ②みやぎ災害復旧支援隊

被災市町村から要請を受け、土木部技術職員を被災市町村に派遣し、被災市町村所管の公共土木施設に係る被害箇所調査及び被害報告とりまとめ等の支援を行います。

### ③みやぎ災害復旧サポート員

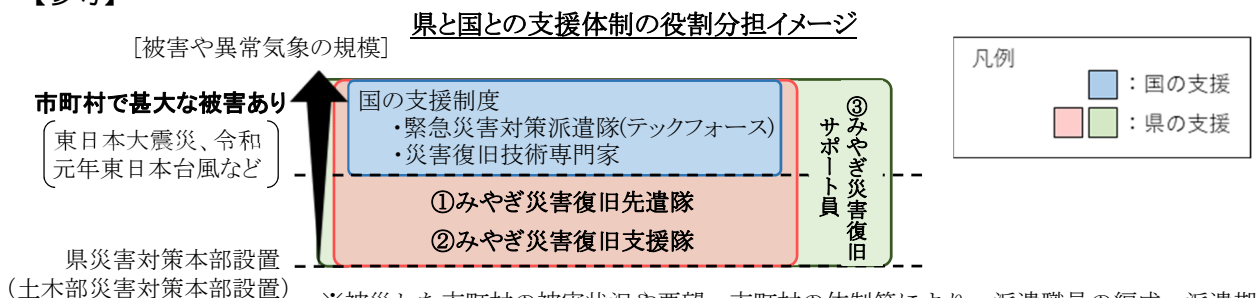
被災市町村から要請を受け、県土木部と公益社団法人宮城県建設センターが連携し、土木部技術OB職員をみやぎ災害復旧サポート員として被災市町村に派遣し、市町村所管の公共土木施設に係る災害復旧事業の技術的な助言等を行います。

### 【運用スキーム】



## 3. 運用開始時期 令和5年4月1日

### 【参考】



※被災した市町村の被害状況や要望、市町村の体制等により、派遣職員の編成、派遣期間、制度の適用期間などについては、土木部災害対策本部等で調整し、柔軟に対応する。